

**諏訪都市計画道路  
3・4・20号諏訪バイパス沖田大和線**

**下諏訪都市計画道路  
3・4・6号高木東山田線**

**環境影響評価準備書**

**令和3年3月**

**長野県**

## — 目 次 —

第 1 章 都市計画対象道路事業の名称	1-1
第 2 章 都市計画決定権者及び事業予定者の名称	2-1
2.1 都市計画決定権者の名称	2-1
2.2 事業予定者の名称	2-1
第 3 章 都市計画対象道路事業の目的及び内容(事業特性)	3-1
3.1 都市計画対象道路事業の目的	3-1
3.2 都市計画対象道路事業の内容	3-2
3.3 その他の都市計画対象道路事業に関する事項	3-21
第 4 章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況(地域特性)	4-1-1
4.1 自然的状況	4-1-1
4.2 社会的状況	4-2-1
第 5 章 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果	5-1
第 6 章 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と 都市計画決定権者の見解	6-1
第 7 章 計画段階環境配慮書の案についての意見と事業予定者の見解	7-1
7.1 計画段階環境配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見と 事業予定者の見解	7-1
7.2 関係する地方公共団体の長からの意見と事業予定者の見解	7-3
第 8 章 環境影響評価方法書について意見を有する者の意見の概要及び それに対する都市計画決定権者の見解	8-1
第 9 章 環境影響評価方法書についての長野県知事の意見及びそれに対する 都市計画決定権者の見解	9-1
第 10 章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目 並びに調査、予測及び評価の手法	10-1
第 11 章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の結果	11-1-1
11.1 大気質	11-1-1
11.1.1 自動車の走行に係る大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)	11-1-1
11.1.2 建設機械の稼働に係る粉じん等	11-1-64
11.1.3 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等	11-1-81
11.1.4 建設機械の稼働に係る大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)	11-1-98
11.1.5 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質 (二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)	11-1-123
11.2 騒音	11-2-1
11.2.1 自動車の走行に係る騒音	11-2-1
11.2.2 建設機械の稼働に係る騒音	11-2-80
11.2.3 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音	11-2-98
11.3 振動	11-3-1
11.3.1 自動車の走行に係る振動	11-3-1
11.3.2 建設機械の稼働に係る振動	11-3-22
11.3.3 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動	11-3-37
11.4 低周波音	11-4-1
11.4.1 自動車の走行に係る低周波音	11-4-1

11.5 水質	11-5-1
11.5.1 切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る水の濁り	11-5-1
11.5.2 水底の掘削等に係る水の濁り	11-5-10
11.5.3 水底の掘削等に係る水の汚れ	11-5-19
11.6 水象	11-6-1
11.6.1 道路（地表式又は掘割式、地下式）の存在、切土工等又は既存の工作物の除去及びトンネル工事の実施に係る河川	11-6-1
11.6.2 道路（地表式又は掘割式、地下式）の存在、切土工等又は既存の工作物の除去及びトンネル工事の実施に係る地下水	11-6-14
11.7 地形及び地質	11-7-1
11.7.1 道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る地形及び地質	11-7-1
11.8 日照阻害	11-8-1
11.8.1 道路（嵩上式）の存在に係る日照阻害	11-8-1
11.9 動物	11-9-1
11.9.1 道路（地表式又は掘割式、嵩上式、地下式）の存在、建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、トンネル工事の実施に係る動物	11-9-1
11.10 植物	11-10-1
11.10.1 道路（地表式又は掘割式、嵩上式、地下式）の存在、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、トンネル工事の実施に係る植物	11-10-1
11.11 生態系	11-11-1
11.11.1 道路（地表式又は掘割式、嵩上式、地下式）の存在、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、トンネル工事の実施に係る生態系	11-11-1
11.12 景観	11-12-1
11.12.1 道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る景観	11-12-1
11.13 人と自然との触れ合いの活動の場	11-13-1
11.13.1 道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る人と自然との触れ合いの活動の場	11-13-1
11.14 文化財	11-14-1
11.14.1 工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る文化財	11-14-1
11.15 廃棄物等	11-15-1
11.15.1 切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等	11-15-1
<b>第 12 章 都市計画対象道路事業に係る環境影響の総合的な評価</b>	<b>12-1</b>
<b>第 13 章 事後調査</b>	<b>13-1</b>
13.1 環境影響評価法に基づく事後調査	13-1
13.2 長野県環境影響評価条例に基づく事後調査	13-2
<b>第 14 章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の委託先</b>	<b>14-1</b>

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）（承認番号 R 2JHf 488）」  
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」